

学会賞選考委員会内規

制定： 2016 年 1 月 31 日

最終改正： 2021 年 3 月 31 日

1 学会賞選考委員会の構成と招集

(1) 学会賞選考委員会は、委員長を務める副会長が招集し、編集委員長、研究委員長の3名で構成する。必要に応じて専門的知見を持つ正会員を委員として追加することができる。

(2) 学会賞選考委員会は、過半数の出席によって成立する。

2 学会賞、論文賞、奨励賞の選考基準

表彰内規第 2 条 2 項に基づき、学会賞、論文賞、奨励賞の選考基準を以下のように定める。

(1) 学会賞選考基準

学会賞の対象となる業績は以下の基準を満たしていること。

- 1) 単行書として刊行された日本語もしくは英語の学術図書であること
- 2) 単著であること
- 3) 図書館情報学分野を対象とし、一定の学術的体系性をもつ研究成果であること
- 4) 図書館情報学分野においてオリジナリティのある研究成果であること

(2) 論文賞選考基準

論文賞の対象となる業績は以下の基準を満たしていること。

- 1) 日本図書館情報学会誌の当該年度対象の号に掲載された優れた論文であること
- 2) テーマの設定、提示された成果にオリジナリティがあること
- 3) 論文の内容、構成、表現について、論文としての完成度が高いこと

(3) 奨励賞選考基準

奨励賞の対象となる業績は以下の基準を満たしていること。

- 1) 日本図書館情報学会誌の当該年度対象の号に掲載された若手研究者による単著論文であること
- 2) 研究テーマの設定が明確で、学術的意義があること
- 3) 研究方法、成果の提示に大きな瑕疵がないこと
- 4) 今後の研究の発展に期待ができること

付則 本内規は 2016 年 1 月 31 日から施行する。

付則 本内規は 2021 年 4 月 1 日から施行する。